

自然公園法等関係規定

1 自然公園法における都道府県立自然公園に関する協議規定
(協議等)

第79条 都道府県は、都道府県立自然公園の特別地域又は利用調整地区の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、国の関係地方行政機関の長に協議しなければならない。

2 関連通知と協議を必要とする国の関係地方行政機関
別添のとおり

3 山形県立自然公園条例における関係規定
(指定)

第5条 県立公園は、知事が関係市町村及び山形県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

2 知事は、県立公園を指定する場合には、その旨及びその区域を公示しなければならない。

3 県立公園の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる。

(指定の解除及び区域の変更)

第6条 知事は、県立公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見を聞かなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、県立公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(公園計画の決定)

第7条 公園計画は、知事が関係市町村及び審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。

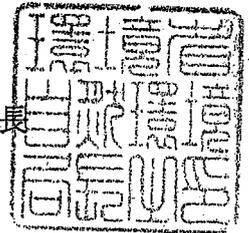


環自国発第1305175号

平成25年 5 月 17 日

各都道府県知事 殿

環境省自然環境局長



「都道府県立自然公園の指定及び公園計画の作成について」
の一部改正について

今般、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成21年法律第47号）の施行を踏まえ、「都道府県立自然公園の指定及び公園計画の作成について」（平成13年4月27日付け環自国第194号環境省自然環境局長通知）の一部を改正し、別添のとおりとしたので、自然公園法（昭和32年法律第161号）第80条第1項及び第2項の規定に基づき、通知する。

「都道府県立自然公園の指定及び公園計画の作成について」

1 都道府県立自然公園の指定及び公園計画の作成について

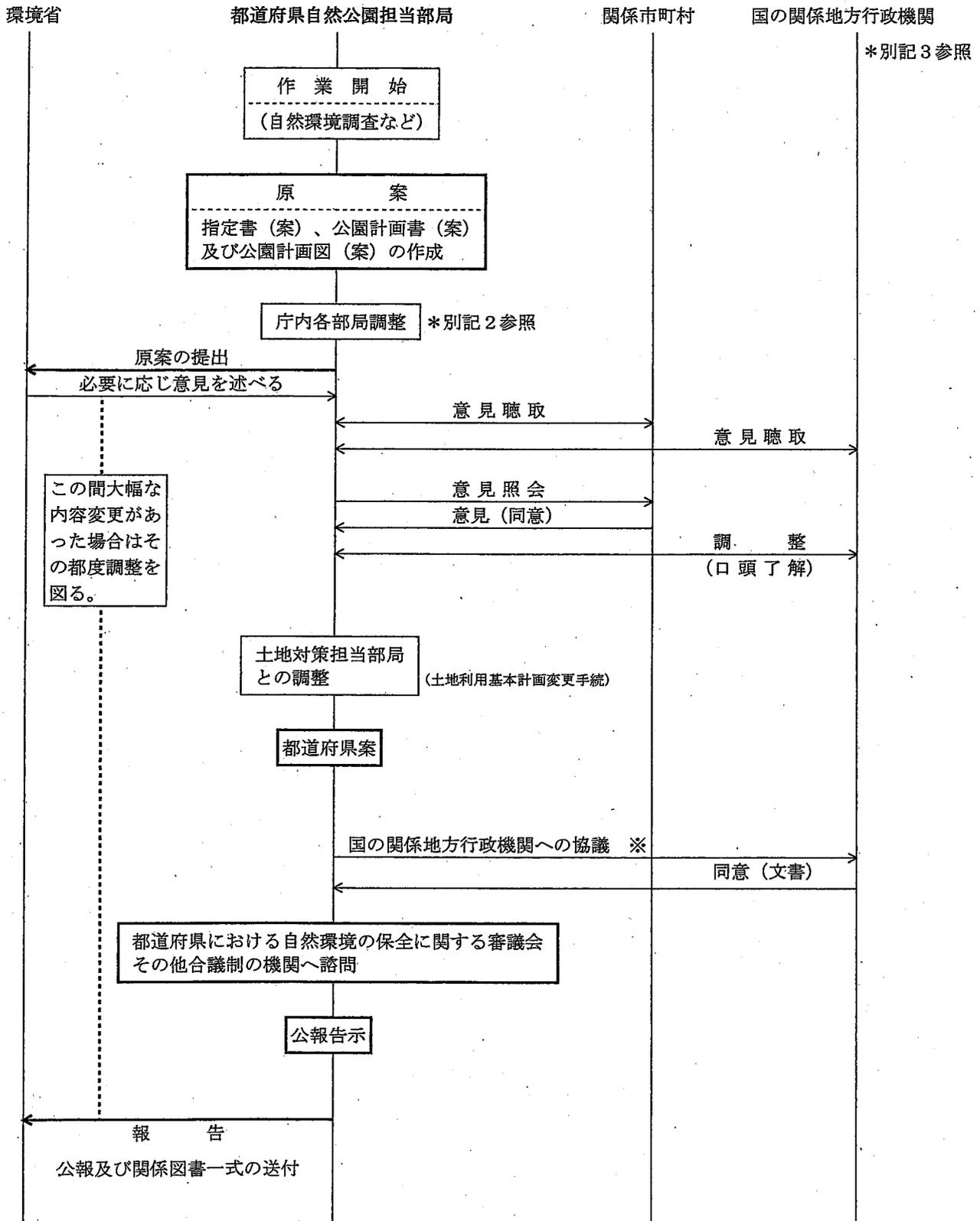
- (1) 都道府県立自然公園（以下「県立公園」という。）の指定及び公園計画の作成に当たっては、「国立公園の公園計画作成要領等について」（平成25年5月17日付け環自国発第1305173号環境省自然環境局長通知）を参考に、各都道府県ごとに要領を定め実施することが望ましいこと。
- (2) 県立公園の指定に当たっては、公園計画も同時に定め、併せて特別地域を指定することが望ましいこと。
- (3) 特別地域に係る規制計画は、第1種特別地域、第2種特別地域及び第3種特別地域に区分して定めることが望ましいこと。
- (4) 特別地域内に、立入規制区域又は乗入れ規制区域を指定するに当たっては、公園計画に位置づけて行うことが望ましいこと。
- (5) 利用のための事業計画は、公園区域全域にわたり一体的に定めることが望ましいこと。
- (6) 整合性のある公園計画の下で適切な公園管理を行うことができるよう、公園計画は定期的に総点検することが望ましいこと。
- (7) 県立公園の指定に係る手続は、別記1の「都道府県立自然公園の指定に関する手順（標準例）」を参考とされたいこと。
- (8) 県立公園の指定等に当たっては、別記3により国に関係地方行政機関の長と十分に調整を図ることが望ましいこと。
なお、特別地域及び利用調整地区の指定又はその区域の拡張に当たっては、自然公園法第79条第1項の規定に基づき、国に関係地方行政機関の長に協議することとされているので、別記3により協議すること。

2 環境省への報告について

- (1) 都道府県は、県立公園の指定又は特別地域に係る規制計画の決定若しくは変更をしようとする場合には、事前に当職に原案を提出願いたいこと。
この場合、指定書（案）、公園計画書（案）及び公園計画図（案）を各一部添付願いたいこと。
- (2) 都道府県は、県立公園の指定若しくは解除、公園区域の変更又は公園計画の決定、変更若しくは廃止をしたときは、当職に報告願いたいこと。
この場合、都道府県公報の写し、指定書、公園計画書及び公園計画図各一部を添付願いたいこと。

(別記1)

都道府県立自然公園の指定に関する手順 (標準例)



※ 乗入れ規制区域を指定する場合は、国の関係地方行政機関協議の段階で、環境省を通じて防衛省に協議するものとする。

(別記2)

都道府県庁内関係部局一覧

- 1 林 務 (民有林に係る場合)
- 2 農 務 (農地に係る場合)
- 3 水 産 (陸水域、海域、漁港に係る場合)
- 4 土 木 (道路、河川、海岸、港湾、都市計画に係る場合)
- 5 土地対策 (区域の指定、変更、解除に係る場合)

